

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 様

感染防止認証マーク申請書 兼 誓約書 (フードコート用)

福岡県感染防止認証制度実施要綱に基づき、以下のとおり申請します。

申請区分	新規 / 更新 / 取下げ		
(新規申請時) 宣言ステッカー	申請あり・申請番号 ( ) / 申請なし		
(更新・取下げ時) 感染防止認証番号			
申請者 (施設管理者)	(フリガナ) 企業名	( )	
	代表者	役職	(フリガナ) 氏名
	申請者連絡先	郵便番号	
		住所	
電話番号			
申請施設	施設の名称、 屋号又は商号		
	施設所在地		
担当者連絡先	(フリガナ)	電話番号	
	(氏名)	メール	
現地調査希望 (複数選択)	いつでも良い、月、火、水、木、金、土、日 10:00~12:00 ,12:00~15:00 ,15:00~18:00、その他 ( )		

申請テナント一覧

1	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
2	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
3	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
4	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
5	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
6	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
7	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
8	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで

※ 申請テナント一覧について、別紙に記す場合は、その旨記載すること。

また、欄が足りない場合は様式をコピーして記載すること。

※ 各テナントから施設管理者へ提出された誓約書及び役員名簿を添付すること。

※ 申請施設内の対象区域を図で示すこと。

<p>以下の項目に同意・誓約します。</p>
<p>利用規約・プライバシーポリシーに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>福岡県感染防止認証制度実施要綱に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請（営業時間短縮や休業等に対する要請）等に応じること。</p> <p>また、要請に応じない場合は、認証を取消すこと。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指導・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大を防止する対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用したことが判明した場合、保健所の指導・調査等に積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>登録いただいた業種、事業所、店舗名、所在地についてはオープンデータとして公開することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>登録いただいた業種、事業所、店舗名、所在地、電話番号については、第三者（飲食店紹介サイト等）へ提供を行うことに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>県からのメール受信に同意します。</p> <p>※登録いただいたメールアドレスに感染防止に係る内容、補助金のお知らせなど、新型コロナウイルス感染症に係る情報をお送りします。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来的にわたっても該当しません。また、暴力団役員ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しておらず、かつ将来的にも該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/>誓約します。</p>
<p>感染防止対策について、利用者から県、店舗へ届いた意見が正当なものである場合は、真摯に対応を行います。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>県からの求めに応じ、予告して、又は予告なしに施設を訪問し、感染防止対策についての現地確認に協力します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>

<p><b>感染防止対策</b></p> <p>以下の感染防止対策について、該当するすべての項目を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/>実施している。</p>
<p><b>★入店時</b></p> <p>1 施設またはフードコートの入口には、発熱や咳など異常が認められる場合やマスク着用をしていない場合は、入場を断る旨掲示している。</p> <p>※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p> <p>2 フードコート入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず手指消毒を実施するよう館内放送等やテナントでの接客時に入場者に呼びかける。または、手指消毒を実施するよう掲示している。</p> <p>3 感染防止のために十分な間隔を確保するため、フードコート内が混み合う場合は入場制限を行う。</p> <p>4 順番待ちをする場合は、1 m以上対人距離を確保するため、間隔を示すテープを貼るなど誘導している。</p>
<p><b>★店内、客席配置</b></p> <p>※アクリル板、パーテーション等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安とする。</p> <p>5 テーブル間の対人距離を1 m以上確保する。またはアクリル板等で遮蔽する。</p> <p>6 テーブル席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1 m以上確保する。またはテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。</p> <p>7 カウンターテーブルの座席間隔は1 m以上確保する。またはカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。</p> <p>8 (同居の) 少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良いが、他グループとの相席は避ける。</p> <p>9 カウンターは、利用者の正面に立たないようにし、従業員とカウンター席との間隔1 m以上確保する。又はアクリル板等を設ける。</p> <p>10 飲食時以外はマスクの着用の要請を掲示する。</p> <p>※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p> <p>11 こまめな手洗い・手指消毒の要請を掲示する。</p> <p>12 咳エチケットの徹底の要請を掲示する。</p> <p>13 滞在時間が長時間とならないよう促す。</p> <p>14 店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。</p> <p>15 接触確認アプリ「COCOA」をインストールし、利用するよう、施設入口などで要請を掲示する。</p> <p>16 テーブル、椅子などの移動を控えるように掲示している。</p> <p>※ただし、小児用の椅子や車いす利用のための移動などはこの限りでない</p> <p>17 喫煙室がある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3密を避けるよう要請を掲示する。</p>
<p><b>★サービス時</b></p> <p>18 注文の受付や料理提供時は、利用者の正面を避け、対人距離を確保する。</p> <p>19 お酌や回し飲み、スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、要請を掲示する。</p> <p>20 料理は大皿盛りを避け、個々に提供する。または従業員等が取り分ける。</p>

21	<p>ビュッフェスタイルは、利用者が1回の料理取り分けごとに新たな皿を使用し、飛沫がかからないように食品、ドリンクをカバー等で保護し、取り分け時は、マスクを着用するほか、使い捨て手袋等の着用又は取り分け用トング、箸を共用しない。</p> <p>または、料理を小皿に盛って提供、または従業員が料理を取り分ける。</p>
22	<p>食事をする共用のテーブル等への共用調味料、ポット等の設置を避ける、または定期的に消毒する。</p>
<p><b>★会計</b></p>	
23	<p>レジ等の対面部はアクリル板等で遮断する。</p>
24	<p>会計時には、現金、クレジットカードはコイントレイを介し、手袋を着用するか、受け渡し後には手洗い又は手指消毒を行う。</p> <p>または、電子マネー等の非接触型決済を行う。</p>
<p><b>★換気</b></p>	
25	<p>建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。</p> <p>※建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p>
26	<p>建築物衛生法の対象外施設は、換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m<sup>3</sup>）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者を調整して一人当たりの必要換気量を確保するとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。</p> <p>または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。（換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知、協力を求める。）</p>
<p><b>★トイレ</b></p>	
27	<p>トイレ使用後は、手洗いを実施するように掲示している。</p>
<p><b>★施設清掃・消毒</b></p>	
28	<p>他人との共用する物品や複数の人が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、界面活性剤を含有する洗浄剤等の適切なものを用いて定期的に消毒する。</p>
29	<p>手洗い場では、共用タオルの使用を中止し、ペーパータオルを設置する、または個人のタオル等の利用を促す。</p>
30	<p>従業員は、食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ、おしぼり等の処理を行う場合、手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封処理し、作業後は必ず手を洗う。</p> <p>または、利用者自身で上記ごみ、おしぼり等の処理を行うよう掲示している。</p>
31	<p>従業員のロッカールームや控え室など定期的に清掃、換気し、共用物品は定期的に消毒する。</p>
<p><b>★従業員</b></p>	
32	<p>従業員は必ず出勤前に検温、体調確認を行う。</p>
33	<p>発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤を停止させる。</p>
34	<p>感染・感染の疑いがあるもしくは濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止している。</p>
35	<p>常時マスクを着用し、咳エチケットの徹底、大声での会話は避ける。</p>
36	<p>休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、マスク着用、対面での食事を避けるなど感染防止対策を行う。</p>
37	<p>ユニフォームや衣類はこまめに洗濯している。</p>

38 マスクや手袋を脱いだ後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始前等、定期的に手洗い、手指消毒を実施する。
<b>★チェックリストの作成・公表</b>
39 各テナントは、施設内のリスク評価を行ったうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒頻度などを定めたチェックリストを作成し、チェックリストによる毎日の確認について公表もしくは施設管理者へ提出している。
40 施設管理者は、各テナントにおける感染防止対策が実施されていることを認証基準39のチェックリストにて定期的に確認する。また、万が一、実施されていない場合には、指導を行うなど、継続的な感染防止対策の徹底に努める。
～その他独自対策～
<b>営業許可書類</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・食品衛生法に基づく営業許可証を常時提示できる場所に保管または掲示している。</li><li>・定置屋台の場合は、占用許可書を常時提示できる場所に保管または掲示している。</li></ul>

店舗PR欄（任意）

--

役員等名簿

役職名	(フリガナ)		性別	生年月日
	氏	名		
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日

(注)・本様式は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員全員を記載すること。

・個人事業者の場合は、事業主を記載すること（役職名は、個人事業主）。